

川越市選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者は次のとおりである。

令和8年6月1日

川越市選挙管理委員会委員長 堀越 孝

登録する者

	(第一項該当)	(第二項該当)
男	2 人	1 人
女	0 人	0 人
計	2 人	1 人